このたび、9月5日から28日まで24日間の会期で、9月定例議会が開催されました。この議会では、平成18年度の一般会計など7会計の決算の審査を始め14の議案が審議されました。

また、前回に続き、これからの新市建設に向けての課題と対策ということで「まちづくり」という観点から一般質問をし、新しい都市計画や景観形成について執行部の意向を質しましたが、その議論の中で様々な課題が浮かび上がってきました。

その他最近の柳川市の動向なども含め、主なものをご報告いたします。



柳师議会議員 佐々木創主

佐々木創主議会報告(17号)

平成 19 年第 4 回定例議会 会期 : 9 月 5 日~28 日

〇平成18年度決算が全員賛成で認定されました

平成 18 年度の一般会計と国民健康保険、老人保健、下水道事業、住宅新築資金、公共用地先行取得の 5 つの特別会計、および水道事業会計の決算が、所管の委員会で審査され、本会議で全員賛成で認定されました。

◇ 一般会計決算

一般会計決算は、私の所属します総務委員会全員とその他委員会から2名ずつで構成される決算審査特別委員会(14名)で審査されました。

平成 18 年度は、新柳川市 2 年目の年であります。平成 17 年度は、合併初年度ということで、旧 1 市 2 町の予算をそのまま足算した予算でありましたが、この平成 18 年度は、石田市制となり、その意向のもと始めて執行されたものであります。

まず、決算の総額から見てみますと、歳入総額 28,019,595 千円、歳出総額 27,416,582 千円で、翌年度への 繰越を除いた実質収支は 564,929 千円の黒字決算となっています。歳入歳出とも前年度にくらべ約 20 億円減 額になっていますが、前年度は合併特例債を活用した 24 億円のまちづくり振興基金が創設されており、その 24 億円を差し引いて考えなければなりません。

歳入は、地方税、地方交付税、国県支出金、地方債が大きな割合を占めており、市の独自の財源である地方税の割合は21%で柳川市の厳しい財政状況を表しています。その中で、市民税は24億円ですが、徴収率は95.7%で、徴収率を上げるため滞納者に対する電話催促、訪問徴収、悪質な場合は差し押さえなども実施されています。地方税以外に、市の収入となるものの中で、保育料や市営住宅家賃、道路・水路の占有料などの滞納もかなりの額となっており、滞納者に対する徴収方法に改善を求めました。

また、地方自治体の財政格差是正のため国から配分される**地方交付税**は、柳川市にとって大きな財源ですが、合併による特例措置があるものの**4億円も減額**されています。

また、**地方債(市の借金)のうち、合併特例債は20億円活用**しています(合併特例債は、返済について国からの優遇措置があります)。

歳出では、まず**人件費**が合併による**議員定数と職員の減少**によって、**約3億円の減**となっています。反対に、 **民生費**は少子高齢化の進展、福祉事業費の増大などにより**約2億円増額**となっています。

また、**建設事業費**は旧柳川市の中学校給食の調理場建設、駅東部区画整理事業、漁業団地、中島密集市街地整備、藤吉小学校・皿垣小学校の建設・改修などの大型事業、有明沿岸道路や国道 385 号などのバイパス建設に伴う市道整備などで**増大**しています。しかし、市長のマニフェストにあった**生活関連の道路予算は減額**されています。

また、合併特例債の活用は、総額20億7千万円で、道路整備関係に5億7千万円、水路整備に1億6千万円、柳川駅東部区画整理事業に4億4千万円、旧柳川の中学校給食の共同調理場建設に4億1千万円、藤吉小学校建設・皿垣小学校改修に2億1千万円、市民温水プール改修に1億4千万円などとなっています。

平成 18 年度一般会計決算

歳入 単位:千円						
	平成 18	 在度	平成 17 年度	T		
	決算額構成		決算額	増減		
	6, 010, 771	21. 5%	5, 948, 769	62, 002		
地方譲与税	868,827	3.1%	651,415			
				217,412		
利子割交付金	24,109	0.1%	34,633	-10,524		
配当割交付金	22,335	0.1%	15,690	6,645		
株式等譲渡所得割交付金	17,311	0.1%	19,993	-2,682		
地方消費税交付金	680,577	2.4%	639,636	40,941		
自動車取得税交付金	224,933	0.8%	219,187	5,746		
地方特例交付金	152,043	0.5%	183,291	-31,248		
地方交付税	8, 567, 810	30. 6%	8, 973, 533	-405, 723		
交通安全対策交付金	17,836	0.1%	17,089	747		
分担金及び負担金	454,275	1.6%	477,177	-22,902		
使用料及び手数料	369,347	1.3%	388,489	-19,142		
国庫支出金	3, 705, 654	13. 2%	3, 951, 410	-245, 756		
県支出金	2, 148, 034	7. 7%	2, 097, 114	50, 920		
財産収入	64,809	0.2%	47,102	17,707		
寄付金	1,680	0.0%	50,656	-48,976		
繰入金	314,500	1.1%	126,859	187,641		
繰越金	429,363	1.5%	800,088	-370,725		
諸収入	547,881	2.0%	486,604	61,277		
地方債	3, 397, 500	12. 1%	5, 014, 500	-1, 617, 000		
合計	28, 019, 595	100%	30, 143, 235	-2, 123, 640		

		歳	拙	単	位:千円	
		平成 18 年	度	平成 17 年度	増減	
		決算額	構成	決算額	归炒	
人	件費	5, 194, 577	18. 9%	5, 486, 256	-291, 679	
技	助費	4, 969, 818	18. 1%	4, 790, 440	179, 378	
公	債費	2, 918, 722	10.6%	2, 973, 254	-54, 532	
物	件費	2, 828, 699	10. 3%	2, 946, 060	-117, 361	
綃	持補修費	155,516	0.6%	151,905	3,611	
補	助費等	2,003,491	7.3%	2,002,923	568	
繰出し金		2,403,611	8.8%	2,354,068	49,543	
積立金		199,309	0.7%	3,456,656	-3,257,347	
投	資及び出資金等	349,534	1.3%	298,223	51,311	
普	通建設事業費	5, 988, 165	21.8%	4, 998, 806	989, 359	
	補助事業費	2,315,418		2,203,508	111,910	
	単独事業費	2,900,836		2,153,567	747,269	
	県営事業負担金	713,431		632,983	80,448	
	その他	58,750		8,748	50,002	
災	: 注: 注: 注: 注: 注: 注: 注: 注: 注: 注: 注: 注: 注:	405,140	1.5%	263,481	141,659	
	合計	27, 416, 582	100%	29, 722, 072	-2, 305, 490	

用語

扶助費:生活保護、福祉事業関係

公債費:市債(借金の)元利償還・利子の費用 物件費:賃金、旅費、備品購入費、委託料など

平成 18 年度柳川市 7 会計比較表

平成 18 年度の各会計の決算と負債額は下記の表の通りですが、全会計を合計すると柳川市の財政規模は約 500 億円となりますが、負債総額が上回っていることがわかります。 単位: 千円

			_					
		歳入総額	歳出総額	差引額	翌年度へ繰越	実質収支	負債残高	
一般会計		28, 019, 595	27, 408, 636	610, 959	46, 030	564, 929	33, 545, 580	
国民健康保険特別会計		9, 299, 389	8, 969, 586	329, 803		329, 803		
老人保健特別会計		8, 748, 167	8, 813, 588	-65, 421		-65, 421		
特別会計 住宅新築資金等特別会		朝 会計	12, 417	10, 946	1, 471		1, 471	35, 990
公共用地先行取得	特别会計	0	0	0		0		
下水道事業特別的		会計	1, 244, 918	1, 203, 481	41, 437	17, 853	23, 584	7, 465, 287
合計		47, 324, 486	46, 406, 237	918, 249	63, 883	854, 366	41, 046, 857	
企業会計 水道事業会	小	収益的収支	1, 396, 606	1, 315, 299	81, 307			F 100 600
	小坦尹未云訂	資本的収支	409, 292	714, 366	-305, 074			5, 193, 692

D (FEE TO (1) 42 (V)							
名称	平成17年度末現在高	積立額	使用額	平成 18 年度末現在高	活用内容		
財政調整基金	3, 114, 293	190, 050		3, 304, 343			
減債基金	496, 230	670		496, 900			
	金 889, 234	1, 201	155, 700	734, 735	共同調理場建設費	1, 345, 000	
柳川地域振興基金					地元出役報償費	59, 000	
					福祉巡回バス運行費	4, 800	
大和地域振興基金	646, 655	872	71, 800	575, 728	漁業団地建設費	41,000	
					皿垣小学校改修費	15, 000	
					環境整備事業補助金	15, 800	
三橋地域振興基金	1, 782, 722	2, 408	87, 000	1, 698, 130	駅東部区画整理事業	60,000	
					藤吉小学校建設費	27, 000	
一般廃棄物処理施設基金	524, 597	716		525, 313			
三橋商工会館建設基金	1			1			
まちづくり振興基金	2, 469, 000	3, 391		2, 472, 392			
合計	9, 922, 732	199, 308	314, 500	9, 807, 542		1, 567, 600	

○平成19年度一般会計補正予算(第2号)が全員賛成で可決しました

今回の補正で、865.669 千円が追加され、歳入歳出それぞれ 27,765.704 千円となりました。

- △ 7月上旬の豪雨による道路施設復旧費 217.918 千円、および農業施設災害復旧費 166.099 千円。
- △ 小規模多機能型居宅介護施設整備事業費 15,000 千円。これは柳川市を中学校区をもとに東西南北の 4 ブロックに分け、小規模のデイサービス・ショートステイ施設を 1 箇所ずつ整備するもので、今回、西ブロックに幾島医院が施設を建設することになりました。
- △ 中島保育園の施設改築費 15,000 千円。
- △ 埋蔵文化財調査費3,100千円。旧福岡シティ銀行跡地にマンションが建設されることによるもの。
- △ 道路維持費 10,000 千円。これは、市民の生活道路の維持費ですが、厳しい財政事情の中で、当初予算が厳しく査定されていたため補正されるものです。厳しい財政事情ではありますが、市民生活に支障をきたさないように、予算の適正配分を求めました。
- △ 前年度繰越金の財政調整基金への繰り入れ305,452千円。
- ○平成19年度国民健康保険特別会計補正予算(第1号)が全員賛成で可決しました

歳入歳出それぞれ 91540 千円と追加し、予算総額が 1,008,540 千円となりました。これは、前年度の医療費確定と前年度決算にともなう予算調整によるものです。

○大和町の漁業団地の先行きが思いやられます

この漁業団地の内容については、この議会報告 15 号でお知らせしましたが、旧大和町から引き継がれたこの 事業は総額 50 億円を投入するものです。今年の漁期から 2 経営体が稼動を開始する予定で、現在海苔加工場が 建設されています。そこで、今回の議会で海苔加工による排水を矢部川に排水するための施設の電気料を定める 条例案が提案されました。しかし、その排水処理について当初の計画では、汚水である排水を浄化することにな っていましたが、国からの補助が受けられなくなったことが判明したという説明がありました。

これまで海苔加工の排水は、その汚れ、悪臭、塩害により、近隣住民との軋轢、農業への被害など問題となってきました。この漁業団地では、その排水と使用済みの海苔網洗浄による汚水を浄化して排水するため、環境や農業への負荷を軽減できるとしていました。補助が受けられなければ、入居見込みの 10 経営体のためだけに、その浄化施設の整備費 5 億円~6 億円を市単独で賄うということは到底できる話ではありません。

市の説明では、これから新たに補助を受けられる事業を探すということでしたが、**いったん国から認定を受けた事業が、途中で補助が受けられなくなるとしたら、今後複数年にわたる事業は恐くてできない**ということになります。私は、国に抗議すべきだと求めましたが、私独自でも調査したところ、水産庁は、事業の変更は行っておらず、この件は補助対象になるということで、福岡県を通じて柳川市へも連絡をしたということでした。

ところが、執行部によると途中から排水の汚染度基準が設定されたため、それをクリアするのに大きなハードルがあるということでした。しかし、この件については、もし国が途中でそうしたのであるならば、それをクリアできる方策を国と協議すべきだと思います。

とは言え、このままでは入居予定の2経営体が11月からの操業を開始できなくなります。そこで市の幹部と議員数人で打開策を協議した結果、当初の条例案が取り下げられ、来年の9月までと期限を切った新たな条例が出され、2経営体が稼動できるようになりました。同時に、不完全な形での事業開始であるため、来年までに排水処理の補助問題を解決することなどの付帯決議がなされました。もしそれができなければ永久に2経営体だけの団地ということになってしまうかもしれません。

そもそもこの漁業団地とは、海苔の価格低迷や個人毎の経営形態による設備投資の負担、後継者不足、住宅街での騒音、汚水などの環境問題、塩分を含んだ排水による農業被害などを解決するため、住宅街から離れた場所に加工場の団地を作り、数件の漁家が協同で海苔業を営むというものです。

しかし、一人親方でやってきた漁家にとって協同での経営は難しいと言われており、その成功の鍵になるのは、 漁家の意識改革次第だと言われてきました。佐賀県では、10年程前から団地方式による協業が進んでいますが、 失敗例も多く報告されています。その原因は、指摘された通り漁家同士の揉め事によるものだそうです。

大和町のものは、佐賀県と違い、加工場建設を除き土地の購入、造成、汚水浄化施設はすべて市の事業で、至れり尽くせりの内容となっています。それだけ、協業に踏み切る漁家がいなかったため呼び水的な事業と言うことになりますが、他の海苔漁家は模様見の状況にあり、この 10 区画の団地が埋まるのか不透明です。また、この団地が埋まり、新たな団地建設が要請された時、同じように土地購入から始まり 50 億円もの財政投入ができるのか、出来ないならばこの団地入居者との格差の問題も出てくることになります。

平成 16 年度から旧大和町で始まったこの事業は、海苔産業の将来の可能性と同時に柳川を揺るがす大きな問題もはらんでいます。

○旧大和町での全日本同和会大和支部への補助金の支出問題が提起されました

一議員の一般質問に端を発して、旧大和町での全日本同和会大和支部への補助金の支出が、町職員の退職手当組合負担金の名目で支出されていたことが判明しました。

執行部によると、同和団体への対応について昭和 52 年当時、近隣自治体で大きな問題となっており、近隣自治体同士で協議のうえ、表に出ない形での補助が決められた経緯があるということです。その時代背景を考えると、なるほどと考えざるを得ない部分もあります。しかし、質問に対する市長の答弁をめぐり事態が紛糾してしまったため、議会の役職者と市の幹部数人で事態収拾に当たったようですが、旧大和町時代に市長が議会から受けた処分などの経緯などから態度を軟化させなかったため、反市長派の賛成多数で特別委員会設置ということになってしまいました。追求する方もされる方も、ある程度のところで矛を収めないで、事を突き詰めるところまで行ってしまってはどういうことになるのでしょう。この旧大和町の件は、全国紙でも報道されています。柳川を震源地に他の自治体まで波及し、問題が一人歩きし、あらぬ方向に行かなければいいがと心配します。

○新柳川市の都市計画と景観形成

前回、新市建設に向けての課題と対策をテーマに財政面から質問しましたが、今回はまちづくりの観点で質問しました。そこで、柳川の将来をどう描いていくのか一般質問を元にご報告いたします。

地方都市を取り巻く状況

今日、都市と地方の格差が問題となり、栄えるところは栄え、寂れているところは益々寂れていく状況にあります。全国の地方都市は、基幹産業である農漁業の低迷で活気を失い、少子高齢化や大都市への人口流出による人口減少、拠点施設の郊外への流出、郊外に立地する大型店舗などにより、本来人が集まるべき中心市街地の商店街はシャッター通りと化し、バスなどの公共交通が成り立たなくなり、中心市街地の空洞化、市街地の無秩序な拡散が進んでいます。

そういう市街地が拡散した街は、ばらばらに配置された公共施設、買い物、各種手続、様々な用事を済ませる のにも車で移動するしかないということになり、これから迎える**超高齢化社会、車を運転できない人たちにとっ** て、非常に不便な街ということになります。 そこで、国は新たな都市計画法、中心市街地活性化法、大型店舗法、いわゆる「**まちづくり三法」**を整備し、地方都市に独自の魅力ある街づくりを促しています。

そこで、柳川市にとって都市計画というものがキーワードとなります。

昨年、合併時の新市建設計画に基づき柳川市総合計画(マスタープラン)が作成されました。それをもとに、 現在、都市計画のマスタープラン作成に着手されています。

都市計画マスタープランとは

20 年後の柳川の姿を描くもので、土地利用方針、市街地開発、道路整備の基本方針、景観形成、公共施設の整備などの基本的計画を整備するものです。平成 18 年度から着手され、市内部、市民の座談会、有識者レベルでの議論を行い、平成 21 年度を目処に計画がまとめられることになります。

柳川の現状

下の表は、中心市街地と周辺地区の人口と高齢化率を比較したもので、中心市街地の人口の減少率が高く、高齢化率が高いことが分かります。また、商店の小売販売額も減少傾向にあり、全国の地方都市と同じ傾向となっています。

柳川市の人口推移と高齢化率

mix i i i i i i i i i i i i i i i i i i						
	人口推移	高齢化率				
中心市街地	-9. 71%	27. 10%				
その他	-5. 73%	25. 03%				
市全体	-6. 58%	25. 16%				

小売販売額の推移

	事業所数		販売額				
	平成9年	平成 16 年	平成9年	平成 16 年	伸び率		
柳川地区	599 店	525 店	3,067,098万円	2,669,961 万円	-12. 95%		
大和地区	211店	182店	884, 418 万円	772, 330 万円	-12. 67%		
三橋地区	274 店	239店	3,460,636 万円	3,020,294 万円	-12.72%		

柳川の目指す方向

柳川市は、今後の街の基本的な方向として都市機能を集約するまちづくりを目指し、西鉄柳川駅から柳河地区の商店街を中心市街地と位置づけています。

大型店舗の立地

大型店舗は、地方の商店街に大きな影響を与えてきています。今回、**国の法改正**により**大型店舗の**立地要件が変わり、用途地域つまり中心市街地でしか立地できなくなりました。しかし、その大型店舗とは、売り場面積10,000 ㎡以上のもので、それ未満のものは適用されません。

そうなると、中心市街地以外での立地の要件はどうなるのかが問題となります。

中心市街地以外と言うことは、農業地域ということになります。その農業振興地域での開発は、農地を保全するという立場から農業委員会で審査されます。また、同じく農地の開発審査をする農業振興地域開発促進協議会というものがあります。それでは、具体的に昨今の農地除外の申請がどう処理されているかというと、農地除外が認められ開発されるというケースも多く見られるようです。

ということは、売り場面積 10,000 m未満の大型店舗は、どこでも立地できることになります。

新しい幹線道路建設による可能性と課題 都市計画の必要性

現在、柳川市では有明沿岸道路、九州縦貫道瀬高インターにつながる国道 443 号バイパス、385 号バイパスの整備が進んでおり、柳川へのアクセスの利便性が大きく高まることが期待されています。新しい幹線道路が出来るということは新たな可能性を生み出します。その沿線開発が進むことが予想され、土地の有効活用、地域の活性化、様々な施設が出来ることによる地域経済活性化、雇用機会の増加などが期待されます。

反面、土地利用計画などの都市計画もなしに無秩序に開発されることになれば、幹線道路そのもののアクセス 利便性の低下はもとより、拠点施設の更なる流出、市街地の拡散が加速し、中心市街地が益々空洞化していき、 無秩序な街ができてしまうことになります。

従って、地域の特徴を生かした地域の色分けをし、しっかりとした土地利用計画を盛り込んだ都市計画が必要となり、それに基づいて街づくりと開発を誘導していかなくてはならないと思います。

また、農業だけでなく都市計画の見地からも農地の開発の是非を検討する機関設置の必要性を指摘しました。

中心市街地の活性化策

現在の商店街には、休憩したり、人と人が触れ合う憩いの場というものがありません。また、人が必然的に集まるような拠点施設もありません。まちづくり三法には、「暮らし賑わい再生事業」や「まちづくり交付金」いった様々な支援策が用意されています。すでにこういう制度を利用し、中心市街地の定住化と人の入込が増え、商店街が活性化したといった成功例も報告されています。それは、行政と商業者、市民が一体となって取り組んだことが成功につながったということが言われています。

景観形成

柳川市は、昨年文化庁から**文化的景観モデル事業**に指定され、今年になって**景観行政団体**に指定されています。 それぞれ、掘割や干拓群など柳川独特の歴史文化遺産が評価されており、最終的には歴史建造物の保存や景観形成など財政補助を含めた様々な支援策が用意されています。景観を誘導し、**景観形成を果たした先進地**では、**定住化の促進、旅行者数の増加、旅行者の滞在時間と消費額の増加、地域産業への波及など様々な効果**が報告されています。

しかし、柳川市の場合、その景観対策については、まず都市計画マスタープランの完成を待ってから、景観計画を作成し、景観条例制定となり、具体的な景観形成に着手するということになります。この手順でいくと都市計画マスタープランの完成が平成21年、それから景観計画の策定、景観条例の制定となると、5年も6年も待たなくてはならないことになります。

これまで柳川は、国から歴史文化遺産や伝統美観などいくつものモデル事業の指定を受け、多額の費用をかけて色んな計画や絵を描いてきています。また、市史編纂において歴史的建造物や様々なデータベースをストックしております。

都市計画マスタープランと当然連携しながらも、**独立したプロジェクトとして景観政策を加速**させるべきだと 指摘をしました。

○前回の6月議会と今議会で、新市建設に向けての課題と対策というテーマで、財政とまちづくりという観点から執行部と議論をしました。市町村合併による行財政の効率化と都市基盤整備、そして20年30年30年後の姿を描き創っていく作業。その姿創りは始まっています。財政的にも合併による国からの支援期間もあと7年しかありません。しかし、議会では市長および市長派議員と反市長派議員との対立のなか、その議論は合併前からの問題を引きずり、明日に向けての議論が希薄な状況です。

今の時代の私達に課せられた責任は非常に重いと思います。私達の行動次第で、次の時代のまちづくりは大きく遅れをとり、国や他の地方から取り残されてしまうかもしれません。

その責任と使命をしっかりと持ちながら、これからも働いていきたいと思います。

平成19年9月30日柳川市議会議員 佐々木創主

柳川市新外町 119-2 TEL:0944-75-6057 FAX:0944-75-6058

e-mail:soshu.s@nifty.com

http://homepage3.nifty.com/soshu/